

北上市告示甲第19号

北上市企業設備投資奨励補助金交付要綱（平成15年北上市告示第60号）の一部を次のように改正し、令和8年4月1日から施行する。

令和8年3月18日

北上市長 八重樫 浩 文

改正前	改正後
<p>(補助条件)</p> <p>第3 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項第1号に規定する新設、増設又は移転は、<u>令和8年3月31日</u>までに事業の用に供した固定資産に限るものとする。</p>	<p>(補助条件)</p> <p>第3 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項第1号に規定する新設、増設又は移転は、<u>令和11年3月31日</u>までに事業の用に供した固定資産に限るものとする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	